

株式併合に関する公告

平成 27 年 2 月 13 日

株主及び登録株式質権者 各位

茨城県水戸市千波町 2770 番地の 5
暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 荻津 仁彦

当社は平成 26 年 11 月 21 日開催の第 61 期定時株主総会において、株式併合を決議いたしましたので、会社法第 181 条の規定に従い、以下のとおり公告いたします。

株式併合の割合 当社普通株式について、10 株を 1 株の割合で併合する。

株式併合の効力発生日 平成 27 年 3 月 1 日（日）

なお、当社は、第 61 期定時株主総会において、株式併合の効力発生日をもって当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する定款変更を併せて決議しております。

これに伴い、平成 27 年 3 月 1 日付にて東京証券取引所における当社株式の売買単位も、1,000 株から 100 株に変更されます。

以上